

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第1節 地域コミュニティの維持・強化の促進

現状と課題

本市の地域コミュニティ（近隣共同社会）は、従来からの地縁関係を基盤とした自治組織（区・町内会・隣組等）で形成されています。しかしながら、近年の少子高齢化や人口減少に加え、核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、自治組織における会員数が減少するなど、地域コミュニティの機能低下が顕著となっています。

一方で、地域活動の拠点として住民に親しまれている地域コミュニティ施設は、子どもからお年寄りまでの各層の交流のほか、地域文化を育む場でもあることから、その必要性は極めて高く、老朽化による改修など、施設の充実を促進する必要があります。

また、市域のコミュニティの維持・強化を図る上では、過疎化が進む地域における対策が急務であるといえます。清澄・四方木地区などの過疎地においては高齢化率が全市の平均を大きく上回るなど、地理的条件の点からも集落機能の維持が大きな課題となっており、地域の活性化に向けた定住人口の増加対策はもとより、自発的な活動が継続的に行われるよう、必要に応じた支援が求められます。

加えて、地域コミュニティを支える新たな人材の確保、人口増への取組も急務となっています。

基本方針

市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織等の活性化を図るとともに、未組織地域等における新たな組織のあり方を検討し、この組織化を進めます。また、これらに併せ、身近な活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備充実のほか、自主管理及び運営の促進を図ります。

また、この自治組織等の活性化に当たっては、近年の人口減少と高齢化の進行、ライフスタイルの多様化により加入率が減少していることから、令和元年房総半島台風*などを契機とした地域防災組織としての機能強化、新たな組織化により、加入率の減少傾向に歯止めをかけます。

さらに、過疎化が進む地域においては、集落機能の維持、さらにはその持続的発展に向けた住民主体の新たな取組を積極的に支援し、地域の自立と活性化を図ります。

加えて、都市住民のふるさと回帰志向による田舎暮らしへのニーズの高まりに応えるため、ふるさと回帰支援センターの機能強化により、移住者を積極的に受け入れるとともに、豊かな自然環境と充実した医療・福祉産業など、本市の特色と強みをいかした鴨川版CCRC*構想を推進し、生きがいを持っていつまでも安心して快適に暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
自治組織加入率	57.4% (令和2年度)	57.4%	総合戦略KPI
結婚事業をきっかけとして婚姻に至ったカップル数(累計)	11組 (令和元年度)	16組	平成27年度からの累計 (市内に居宅を構えた組数) 総合戦略KPI
若年層(40代以下)の移住者数(増加分)(累計)	135人 (令和元年度)	200人	平成27年度からの累計 総合戦略KPI
熟年層・高齢者(50~70代)の移住者数(増加分)(累計)	50人 (令和元年度)	100人	平成27年度からの累計 総合戦略KPI

○自治組織の強化

- * 自治組織への加入率が低下傾向にあることから、啓発パンフレットの作成や配布、未加入世帯への訪問などを実施するほか、マンション等での新たな自治組織の立ち上げ支援や相談対応に取り組むことで、自治会等の加入率の維持を図ります。

○地域コミュニティ施設等の充実

- * 各地区の集会施設が、地域コミュニティの様々な活動拠点としての機能を果たせるよう、補助金の交付により施設整備を継続的に支援します。

○結婚支援の充実

- * 少子化対策や定住促進のため、結婚希望者を対象とした出会いの機会の創出など、関係団体との連携の下、結婚の成立に向けた支援を行います。

○過疎地域における活性化施策の総合的な推進

- * 過疎化が顕著な清澄・四方木地区において、基本構想及び基本計画に基づく交流人口の増加等、各種活性化に向けた施策を推進します。また、他地区において、自治組織等が自主的に行う活性化に向けた取組を支援する施策を推進します。
- * 地域の声を県当局へ届けることで道路等の整備につなげるため、追原周辺地域活性化委員会が実施する要望活動を支援します。

○移住定住の促進

- * 移住定住に向けた支援体制の充実を図り、移住者の増加及び定住の促進、地域コミュニティの維持・強化を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策5》

空き家バンクをつくり、移住促進、商業振興に寄与する。

○鴨川版 CCRC*構想の推進

- * 東京圏等に居住する高齢者が、自らの希望に応じて本市に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを進めます。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第2節 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

現状と課題

市民と行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政情報が分かりやすく市民に周知されるとともに、市民の意見が市政的に的確に反映されることが必要不可欠です。

このため、読みやすさ、親しみやすさに配慮した広報誌、ホームページやSNS^{*}による迅速な情報提供、インターネットによる議会中継など、提供手段の多様化を図るとともに、市長への手紙、市民懇談会、パブリックコメントなどを通じて市民の声の把握に努めてきました。また、附属機関等の会議や委員の公募、市民参加の事業仕分けの実施等による市民参画を推進しています。

今後も、これら広報・広聴の取組や、本市の施策・事業の企画・推進に関する市民参画の取組を一層促進し、市民と行政との協働体制を強化していく必要があります。

一方、新聞折込みや回覧板による周知範囲の現状やスマートフォン・タブレット等の情報端末を活用したコミュニケーション手段が多様化している状況から、今後の市政情報の発信、伝達手段のあり方については、ICT^{*}技術の進展や市民のデジタルリテラシー^{*}の状況等を踏まえ、総合的に検証すべき時期にあります。

地方分権の進展により、市民にとって最も身近である市の果たす役割と責任は、これまで以上に大きくなっていることから、創意と工夫に満ちたまちづくりを展開していくため、市民活動団体をはじめ、あらゆる主体が、適切な役割分担の下でまちづくりに参画していくことが求められます。

基本方針

市民の参画と協働によるまちづくりの一層の推進に向け、市政情報の主たる提供手段である広報誌やホームページ、SNS^{*}について、そのあり方を検証し、それぞれの役割に沿った見直しを行うとともに、新聞折込みや回覧板などの紙媒体も含めた情報伝達の手段についても検討を進め、対象者に迅速かつ的確に情報を伝えるための仕組みづくりを進めます。

加えて、市民による事業仕分けや住民協議会など、より直接的に市政に参加する仕組みの拡充を図ることにより、市民の、市役所の仕事に対する理解の促進と、市政に関する意識の向上に努めます。

さらに、地方分権が進展する中、社会状況の変化に伴う様々な課題を解決するため、円滑な情報公開を推進するとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発に努めるほか、市民をはじめNPO法人などの市民活動団体、市内に立地する大学などとの連携により、協働のまちづくりを進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「市政情報の発信及び市民からの意見聴取」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	27.6% （令和元年度）	31.8%	
新たにまちづくり支援補助金を活用した団体数（累計）	33 団体 （令和 2 年度）	58 団体	制度開始当初（平成 22 年度）からの累計 総合戦略KPI
「市民と行政との協力によるまちづくりの推進」に満足する市民の割合（まちづくりアンケート調査）	15.4% （令和元年度）	17.9%	

○広報・広聴活動の推進

- * 市政情報や地域の話題などを分かりやすく周知するため、「広報かもがわ」を定期的に発行するほか、スマートフォンアプリなどを活用し、幅広い年代層に対し広報誌の閲覧数を増やすよう努めます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

- * 市政情報や観光・移住情報を市内外に提供するため、ホームページ掲載内容の充実と速やかな発信を図るほか、SNS*など新たな情報ツールを活用し、幅広い年代層に対し閲覧数やフォロワー数を増やすよう努めます。

◆市民会議提案《第3分科会 施策1》

支援を求めている人が求めているものを受けられるように「見つけやすい」「見やすい」「わかりやすい」を意識して支援情報を発信する。

- * 市民が抱えている不安や悩みごと、行政に対する苦情や要望等に対し、問題解決に向けた助言を行う身近な窓口として相談業務を行います。
- * 市民の市政への参画の機会として、パブリックコメント制度を活用し、各種政策決定、計画策定の過程で市民から広く意見を募り、市政に反映させていきます。
- * 市民の意見や要望、提言等を的確に市政へ反映させるため、市長への手紙・メールや市民懇談会などを通じて、市民の声の把握に努めます。

○情報公開・個人情報保護の推進

- * 情報公開条例に基づく市政情報の積極的な提供とともに、個人情報保護条例に基づく個人情報の適正な取扱いを確保します。

○行政協力体制の整備

- * 行政情報伝達手段の一つである「回覧板」を通じて、地域コミュニティと市民一人ひとりに、きめ細やかな情報伝達を実現するため、区・町内会・隣組などから市政協力員を選任します。

○市民活動の支援

- * 地域の自主的・自発的活動を推進するため、市民団体等が提案する活動に対し、事業実施に係る活動費の全部又は一部を補助する制度により活動団体を支援します。また、協働のまちづくりを実践している市民活動団体や個人に対して、感謝の意を表し、市民活動の推進へ向けて、広く市民に周知する市民活動表彰制度を創設します。

○民間団体による公益的活動への支援

- * 公益活動支援基金により、NPO 法人や公益的法人が行う公益活動を積極的に支援し、本市における公益活動の一層の推進と活性化を図ります。

○市民参加機会の拡充

- * 行政事業レビューによるマネジメントシステムの構築とその運用を図ることにより、事業の目的や、経費の適正性を検証し、その結果を予算、政策に反映させるほか、市が行う事業に対する説明責任の向上を図ります。
- * 総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めるための指針として総合計画を策定するほか、計画に基づく施策・事業など計画の進行管理を行います。また、将来の総合計画のあり方を検討し、次期計画の方向性を決定します。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第3節 男女共同参画社会の形成

現状と課題

国は、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における重要課題として位置付けるとともに、平成25年7月のDV^{*}防止法改正、27年8月の女性活躍推進法制定などを通じ、今後、あらゆる暴力の根絶と女性の職業生活における活躍をより一層推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとしています。

国際社会はもとより国内各分野においてもSDGs^{*}のグローバル目標である「ジェンダー平等^{*}」の実現に向けた取組が加速的に進んでいることに加え、頻発する災害対策や新型コロナウイルス感染症^{*}の拡大を契機とする新しい生活様式下での働き方対策など、男女共同参画の視点からの対策が求められる場面も増加しており、その重要性が再認識されています。

本市においても、平成28年度に策定した第2次男女共同参画計画に基づき、市内の中学生を対象としたセミナーの開催や男女共同参画週間における啓発活動を実施してきました。これらの事業実施により、一定の成果が認められるものの、市民意識調査の結果から、目標とする男女共同参画社会の実現には、更なる取組が求められています。

このため、今後も男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を目指すとともに、SDGs^{*}の理念に基づく社会の実現に向け、本市における新たな男女共同参画計画を策定し、これに基づく関係施策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

また、DV^{*}は、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女共同参画の妨げとなっていることから、配偶者・パートナーからの暴力を許さない社会の実現に向け、DV^{*}被害者の相談への対応及び自立に向けた支援を行う必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが性別に関係なくお互いを認め合い、尊重し、ともに助け合う男女共同参画社会の実現と、SDGs^{*}が目指すジェンダー平等^{*}の目標実現に向け、新たな男女共同参画計画を策定し、啓発セミナーの開催など、市民意識の醸成をはじめとした関係施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、DV^{*}被害者に対しては、被害者の立場にたった相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくため、関係機関との連携による被害者の避難の支援、一時的な避難場所の確保及び心身ケアなどに取り組んでいきます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	19.2% （令和2年度）	25.0%	総合戦略KPI
DV [*] 被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	49.2% （令和2年度）	40.0%	

施策・事業内容

○男女共同参画施策の総合的な推進

- * 男女共同参画社会の実現に向け、市民意識や社会情勢が反映された、新たな第3次男女共同参画計画を策定します。また、男女共同参画推進審議会を活用し、計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

○男女共同参画に関する市民啓発の推進

- * 男女共同参画に関する市民意識の醸成を図るため、男女共同参画週間に併せた啓発活動を行うほか、幅広い年代層に対し啓発チラシの配布やセミナー参加の機会を設けることで、一層の情報発信に努めます。

○DV^{*}被害者の相談・支援の推進

- * DV^{*}被害者等の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、DV^{*}に関する相談支援を実施するほか、配偶者や親密な関係にある方からの暴力により、緊急的な避難が必要な世帯に対して、交通費等を支給することにより支援します。

○性的少数者に対する配慮の取組の推進

- * 性的少数者への理解不足による、いじめや偏見など人権侵害を防ぎ、誰もが自分らしさを認め合える社会環境を実現するため、広報誌やホームページ、啓発チラシ等により性の多様性に関する理解促進に努めます。

第6章 みんなが主役となる協働・自立のまち

第4節 効率的な自治体経営の推進

現状と課題

人口減少と少子高齢化の急速な進行、AI^{*}や Society5.0^{*}といった ICT^{*}の高度化、地球環境規模での持続可能な環境問題への取組の広がりなど、地方公共団体を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。

また、地方分権が加速していく中で、基礎的自治体として「自己決定」と「自己責任」の下、地域が有する資源と人材を有効に活用し、地域の活性化、多様化する行政ニーズに対応したきめ細かな住民サービスを展開していくことが求められています。

このため、平成28年3月に、行政サービスの質の向上と業務プロセスの見直し、財政マネジメントの強化及び行政運営に対する信頼の確保に向けた取組を柱とする行政改革指針を策定し、業務改善や人事管理の適正化、予算事業評価や行政評価などに取り組んできました。

しかし、普通交付税の合併算定替^{*}が縮減される中、東日本大震災を契機とする災害に強いまちづくりの取組などを進めた結果、財政調整基金^{*}は大幅に減少し、財政運営に支障を来す恐れが生じたため、平成30年8月に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、庁内仕分けを核とする内部マネジメントシステムの整備による歳出抑制や、自主財源の確保などの取組を進めてきました。しかしながら、激甚災害指定された令和元年房総半島台風^{*}及び一連の災害、新型コロナウイルス感染症^{*}の影響による取組の停滞により、財政状況はより一層厳しさを増し、もはや緊急事態といえる状況にあります。

将来に向けて安定した市民サービスを継続していくためには、財政基盤の安定は不可欠です。このため、これまで取り組んでいる内部マネジメントの一層の推進を図るとともに、人材の育成及び活用、公共施設の運営や資産の利活用など、すべての活動を経営的な視点から検証し、効果的かつ効果的な行政運営を確立していくことが求められます。

また、総合計画事業の検証及び見直しの取組と併せ、次期総合計画のあり方についても検討を進めます。

基本方針

安定した財政基盤の確立に向け、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化をはじめ、人材育成の推進、民間委託の拡充、新たな自主財源の確保などを積極的に進めます。

特に、事業シートを活用した予算事業のマネジメントサイクルの確立を図るとともに、これを各種行政計画の進行管理に繋げる仕組みや事業仕分けへの展開など、内部マネジメントの取組の拡充を図ります。

加えて、公共施設等総合管理計画及び施設ごとの個別計画に基づき、施設のあり方を総合的視点から見直し、適正配置、適正管理を推進するとともに、安全かつ快適な利用環境の創出に努めます。

学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後の行政需要や多様化する市民ニーズへの対応など、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。

また、ごみ処理広域化や水道事業の統合とともに、他の市町村との連携による業務の効率化に向けた検討を進めます。

さらに、デジタル手続法^{*}による行政手続や手数料納付のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進とこれを活用したマイナポータルの子育てワンストップサービスなど、市民の利便性向上と行政事務の効率化の両立を図る取組を推進するとともに、市民のデジタルリテラシー^{*}の向上に資する取組を進めます。

評価指標

指標名	現状値	目標値	備考
「行財政運営の効率化及び健全化」に不満を持つ市民の割合（まちづくりアンケート調査）	22.0% （令和元年度）	19.8%	

将来負担比率*	97.7% (平成 30 年度)	97.7%	
ふるさと納税額（災害支援寄附金を除く）	360,417 千円 (令和元年度)	400,000 千円	総合戦略KPI
学校跡地等遊休施設（22 施設）のうち活用方策等を決定した施設数（累計）	6 施設 (令和元年度)	22 施設	平成 25 年度からの累計

施策・事業内容

○ファシリティマネジメント*の推進

- * 鴨川市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進します。
- * 全市的なまちづくり及び地域活性化の視点から、学校跡地等遊休施設を有効に活用する方策を検討し、その実施を図ります。

◆市民会議提案《第1分科会 施策2》

廃校となった小中学校、廃園となった幼稚園や保育園、学校跡地を有効に活用する。

○行政サービスの利便性向上

- * コンビニエンスストアで、早朝・夜間・休日の証明書等の交付を実施することにより、市民の利便性の向上を図ります。
- * コンビニエンスストアなどで市税などを納めることができる環境を整備し、利便性の向上に努めます。
- * マイナンバーカードの普及促進と利便性の向上に努めます。

○ふるさと納税の推進

- * ふるさと納税を推進し、寄附金の更なる増収による自主財源の確保を図るほか、地域の特産品などを返礼品とすることにより、本市のPRと地域経済の活性化を図ります。

○新たな財源の確保

- * 市が所有する有形・無形の様々な資産を、広告媒体として積極的に有効活用し、新たな財源の確保及び事業経費の縮減を図ります。

○人材管理の適正化の推進

- * 地方分権の一層の進展や行政需要の拡大・多様化に的確に対応し、安定した市民サービスを提供するため、適正な定員管理に努めます。

○人材育成の推進

- * 人事評価制度や各種研修等を活用し、職員の職務に対する意欲や向上心を高め、人材育成、組織の活性化に努めるとともに、市民サービスの向上を図ります。

○行政改革及び健全な財政運営の推進

- * 財政等適正化基本方針等に基づき、財政調整基金*の確保に努め、健全な財政運営の推進を図ります。
- * 行政事業レビューによるマネジメントシステムの構築とその運用を図ることにより、事業の目的や、経費の適正性を検証し、その結果を予算、政策に反映させるほか、市が行う事業に対する説明責任の向上を図ります。（再掲、第6章第2節）
- * ICT*の活用や委託等を通じて業務プロセスや仕組みの転換を図り、行政サービスの質を担保しつつ、少数精鋭・低コスト自治体の実現を目指します。

○基幹系システムの適正化及び情報セキュリティ対策の推進

- * 住民情報や税・健康福祉情報などを扱う市の基幹系システムの安定稼働に努めます。併せて、セキュリティ対策を確実に実施します。
- * 標準準拠システム^{*}への移行に対応するとともに、自治体クラウド^{*}の導入を目指します。

○情報化による事務事業の効率化

- * 情報システムを安定稼働させるため、点検や耐用年数を経過した機器の更新を行います。
- * システム及びデータを守るため、必要なセキュリティ対策を実施します。
- * 統合型 GIS^{*}の導入等、情報化による事務の効率化を進めます。

○地域情報化の推進

- * 公共施設における公衆無線 LAN サービスの提供や、通信事業者へのサービス提供要望を行うことにより、市内通信環境の向上を図るとともに、市民のデジタルリテラシー^{*}の向上に資する取組を進めます。

◆市民会議提案《第1分科会 施策11》
鴨川市民のデジタルリテラシー^{*}向上を図る。

○旅券の交付

- * 市役所庁舎内において旅券の申請受付から交付までの事務を行うことで、市民の利便性向上を図ります。

○広域行政の推進

- * 他市町村との広域的な連携による業務の効率化を図るため、安房郡市広域市町村圏事務組合による共同処理事務の執行とその適正な運営を図ります。また、共同処理する事務について、更なる効率化に向けた検討を進めます。
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合により処理している、広域粗大ごみ処理施設を抜本的に見直します。(再掲、第2章第3節)
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合が広域的に運営する火葬場の適正な管理運営を行い、公衆衛生及び公共福祉の向上を図ります。(再掲、第2章第3節)
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合による常備消防・救急業務を効率的に推進するとともに、救急体制及び施設・設備の充実を図ります。(再掲、第2章第4節)
- * 安房郡市広域市町村圏事務組合による、広域的な救急・休日・夜間医療体制の充実に努めます。また、2次保健医療圏を基本とする救急医療における県の方針等に合わせ、消防・救急の適正利用に向けた啓発を行います。(再掲、第5章第1節)
- * 水道事業に関する広域的な課題に対し、南房総地域末端給水事業体^{*}の統合を進めるほか、関係事業体との連携により、安全で良質な水を将来に渡し、安定的に供給します。(再掲、第1章第5節)
- * 平成30年4月に発足した6市1町(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町)の協議会による広域廃棄物処理施設の整備事業について、環境影響調査^{*}、造成・土木工事及びプラント工事等を行い、令和9年4月の操業開始を目指します。(再掲、第2章第3節)

○総合計画の推進

- * 総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めるための指針として総合計画を策定するほか、計画に基づく施策・事業など計画の進行管理を行います。また、将来の総合計画のあり方を検討し、次期計画の方向性を決定します。(再掲、第6章第2節)

